

松江市告示第 247 号

松江市景観地区建築等計画概要書等閲覧規程（平成 27 年松江市告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(閲覧所)</p> <p>第 2 条 概要書等を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、<u>都市整備部都市政策課</u>とする。</p> <p>(臨時休日等)</p> <p>第 5 条 市長は、概要書等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設定、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に<u>掲示</u>するものとする。</p> <p>(閲覧の禁止等)</p> <p>第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 閲覧所において、<u>他人に</u>迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者</p>	<p>(閲覧所)</p> <p>第 2 条 概要書等を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、<u>歴史まちづくり部まちづくり文化財課</u>とする。</p> <p>(臨時休日等)</p> <p>第 5 条 市長は、概要書等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設定、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に<u>提示</u>するものとする。</p> <p>(閲覧の禁止等)</p> <p>第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 閲覧所において、<u>他人の</u>迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者</p>

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。